平成２１年（フ）第２０９号
茨城県北茨城市大津町2102番地
破産者　天心観光株式会社
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第８２号
茨城県北茨城市中郷町日棚2017番地の21
破産者　有限会社雅インターネットコーポレーション
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３号
山梨県上野原市上野原619番地３
破産者　杉本　義洋
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲3316番地１
破産者　有限会社小林建設
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２９１号
秋田市新屋天秤野３番８号
破産者　有限会社ユウセイ
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３号
山形市大字中野目661番地16
破産者　啓楽株式会社
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４３６号
横浜市港北区新吉田町5331番地
破産者　有限会社竪立電器製作所
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４号
三重県員弁郡東員町笹尾東２丁目１番11
破産者　関谷　和史
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
三重県四日市市小古曽２丁目４番12号　ビーハイブオカモト203
破産者　畑井　一生
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
三重県四日市市久保田２丁目４番６号　A101
破産者　田中　伸欣
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第６０４１号
大阪市平野区喜連西５丁目１―12
破産者　株式会社佐藤蔵建設
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９８２号
大阪府箕面市船場東１丁目11番16号
破産者　株式会社ファルコントレーディング
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３４１号
大阪市平野区背戸口１丁目19番３号
破産者　有限会社ファミリークラブコーポレーション
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９００６号
大阪府池田市神田１丁目25番11号
破産者　株式会社東工
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１８９号
大阪市淀川区宮原１丁目18番11―802号
破産者　日本海洋科研株式会社
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７８７号
大阪府吹田市東御旅町10番14―304号
破産者　株式会社Ｆｏｒｃｅ
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８２３号
大阪市北区大淀南３丁目10番12号
破産者　株式会社工販
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９７８号
大阪市西成区玉出東１丁目９番23号
破産者　株式会社リボンベル
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
堺市堺区一条通17番28号
破産者　有限会社兼高設計事務所
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
神戸市中央区浜辺通４―１―23　三宮ベンチャービル625号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区日暮通６丁目１番29号
破産者　株式会社オールテック
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７号
神戸市灘区原田通３丁目４番９号
破産者　株式会社通信設備コンサルタント
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６４号
兵庫県加古川市野口町古大内529番地の18
破産者　有限会社川崎エンジニアリング
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部